

<p>みのり 川崎市農政情報誌</p> <h1>農の達人</h1>	<p>発行 川崎市都市農業振興センター 〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷 2-1-7 電話 044-860-2462 FAX 044-860-2464 E-mail <a href="mailto:28nogyo@city.kawasaki.jp">28nogyo@city.kawasaki.jp</a></p>  <p>さいか 菜果ちゃん ©中本竹識</p>
---------------------------------------	---

## 生産緑地の面積要件等を大幅に変更します！

都市農業振興基本法に基づく「都市農業振興基本計画」により、これまで「宅地化すべきもの」とされていた都市農地が、「あるべきもの」となり、その位置付けが大きく転換されました。これにより生産緑地法が改正され、川崎市では、全国一律で 500 m<sup>2</sup>以上とされていた生産緑地の面積要件を 300 m<sup>2</sup>以上とする条例を制定します。

### 主な内容

#### ◎生産緑地地区の面積要件

「500 m<sup>2</sup>以上」⇒「300 m<sup>2</sup>以上」に緩和

#### ◎一団の農地の取り扱い

物理的な一体性を有していない場合であっても、一体として緑地機能を果たすことにより、良好な都市環境の形成に資する場合、一団の農地等として生産緑地地区に指定することができます。

#### ◎再指定の取り扱い

農地法の届出後の状況の変化により、将来的にも営農が継続されることが確認される場合等に、生産緑地地区に指定することができます。

## 平成30年度 生産緑地追加拡大指定の受付を開始します

新たな指定基準等に基づき、生産緑地地区の追加拡大指定の受付を開始します。

- 【申請手順】(1) 追加指定の相談、指定基準の説明、申出様式の配布、提出書類の案内  
(2) 申出の受付  
下記の期間内に二度お越しいただくことになります。ご相談はお早目をお願いいたします。

【期間】平成30年3月26日(月)～5月22日(火) (土・日及び祝日を除く)

【時間】午前9時～正午、午後1時～4時

【場所】川崎市都市農業振興センター農地課保全係

(川崎市高津区梶ヶ谷 2-1-7 JAセレスカ梶ヶ谷ビル 2階)

例年より受付期間を  
延長して行います

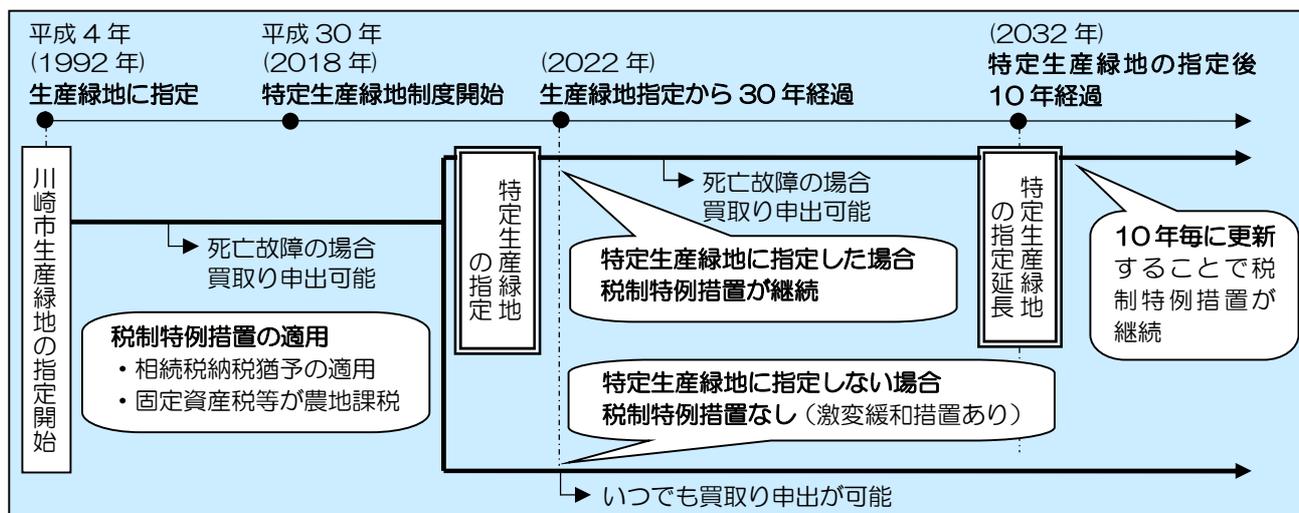
※ご来所の際は、申出地のわかる図面等をお持ちください。

## 特定生産緑地制度

～指定から 30 年を経過した生産緑地～

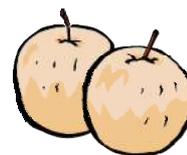
生産緑地は、指定から 30 年を経過するといつでも市に対して買取り申出（いわゆる解除申請）が可能となります。指定から 30 年を経過した生産緑地は、新たに発生した相続に対して相続税納税猶予制度の適用が受けられなくなり、また、固定資産税評価も宅地並み（緩和措置あり）となってしまいます。この買取り申出期限を 10 年延長する特定生産緑地制度が、平成 30 年 4 月 1 日から始まります。特定生産緑地に指定することで、従来の税制を継続することができます。

特定生産緑地の指定には、生産緑地の指定から 30 年経過するまでに行うこととされており、該当地の利害関係人全員の同意や農地の肥培管理状況の調査等が必要となります。指定についての具体的な手続きについては、改めてご案内させていただきます。



(問合せ先) 農地課保全係 電話 860-2461

## 援農ボランティア（有償）のお知らせ



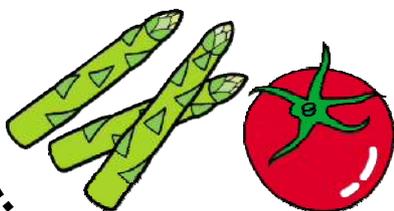
人手不足にお悩みではありませんか？そんな時はぜひ、援農ボランティアをご活用ください。

【援農ボランティアとは】

農業技術支援センターが神奈川県・JAセシサ川崎・同ぞ菜部・果樹部の協力を得て実施した「かわさきそだち栽培支援講座」の修了生による援農グループです。繁忙期の作業手伝い等、援農を希望される方はぜひご検討ください。半日だけの作業でも構いません。

【お申し込み方法】

農業技術支援センターあてに求人票をFAXまたは電子メールにてお送りください。作業内容・条件（賃金等）などの交渉ののち、援農を行います。



(求人票の請求・相談・問合せ先) 農業技術支援センター  
電話 945-0153 FAX 945-6655  
メールアドレス 28nougic@city.kawasaki.jp

# 無断転用していませんか？ ～農地の転用には許可が必要です～

農地を住宅、駐車場、資材置場など農地以外の用途で使用することは、農地の転用にあたります。農地法の許可を得る必要がありますので、事前に農業委員会にご相談ください。（市街化区域内の農地は届出となります。）

許可なくこのような行為をした場合は、農地法違反となりますので注意してください。

【違反転用には厳しい処分・罰則があります】

- ・個人にあっては3年以下の懲役または300万円以下の罰金
- ・法人は1億円以下の罰金

が科される場合があります。

また、農地を造成する場合にも農地法の許可等の手続きが必要となりますので、事前に農業委員会にご相談ください。

なお、違反転用に対しては工事の中止やもとの農地に復元するよう命令が出される場合もありますので注意してください。

（問合せ先）農地課・農業委員会事務局 電話 860-2461

## 農地の貸し借りの方法・制度について

農地の貸し借りには、次の3つの方法があります。

### 1 農地法3条に基づく農業委員会の許可によるもの

- ・農地の貸し手と借り手の話し合いにより、農地の利用計画や貸し借りの期限、賃借料等を設定し、契約書等を作成、農業委員会に申請書を提出します。
- ・借り手は、農地取得後、耕作の事業に供すべき農地の面積の合計が30a以上(3,000㎡以上。川崎市の場合)であることが必要です。
- ・農地の賃貸借の解約は、貸し手と借り手の合意に基づいて、農地法第18条第6項の規定による通知書等を提出していただきます。

### 2 市町村が作成する“農用地利用集積計画”の公告

- ・農地に利用権（貸し借り等）を設定する計画を市町村が作成します。
- ・農地の貸し借り期間が満了すれば貸し借りは自動的に終了し、農地は貸し手に返還されます。利用権を再度設定すれば、継続して貸すこともできます。
- ・市街化調整区域の農地が対象です。

### 3 県農地中間管理機構の活用

- ・農地の貸し手と借り手の間に県農地中間管理機構が入り、貸し借りをを行います。
- ・農業振興地域の農地が対象です。

耕作が難しい等で農地を貸したい方や農地を借りたい方は、農地課・農業委員会事務局までご相談ください。

（問合せ先）農地課・農業委員会事務局 電話 860-2461

# 認定農業者\*の方へ!

## 農業担い手経営高度化支援事業補助金の募集について

川崎市は、農業の担い手である認定農業者等の方に対し、農業経営改善計画を達成するための設備投資等を支援する補助金制度を設けています。平成30年度は、次のとおり募集します。

対象者 市内に住所を有する認定農業者\*又は交付決定までに認定を受ける方

対象事業 次の①及び②に該当する事業

①対象事業が農業経営改善計画において計画されていること

②次のいずれかに該当する設備投資等の事業

・新技術 ・作目転換 ・流通対策 ・土地 ・労働生産性の向上 ・6次産業化

補助額 1件あたり補助限度額300万円(ただし予算の範囲内)

補助率 補助対象経費の2分の1以内

募集期間 平成30年5月7日(月)~5月28日(月)(予定)

選定方法 有識者等によるヒアリング及び審査会を行い選定します。

詳細は、下記までお問い合わせください。(市ホームページにおいて4月に掲載します。)

\*認定農業者：農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき市から認定を受けた方

(問合せ先) 農業振興課振興係 電話 860-2462

## 学校給食の食材提供へ ご協力をお願いします

本市では南部、中部、北部の3つの給食センターが設置され、市立中学校全52校で完全給食が実施されました。なかでもJAセレサ川崎のご協力により、市内産農産物を取り入れた献立が生徒に人気となっています。

市内産農産物を取り入れた給食を通じ、地産地消の推進及び食育教育がより一層発展することが見込まれ、市民に対し「かわさきそだち」のPRや都市農業への理解促進に繋がることも期待されます。

今後も学校給食への食材提供にご理解・ご協力をお願いいたします。



(問合せ先) 農業振興課振興係  
電話 860-2462

## 農園を開設しませんか?

「農地が大きすぎて、維持するのが大変…」  
「安定した収入を得たい！」  
→そんな方にオススメなのが、市民ファーム  
ング農園と体験型農園です!

### ■市民ファームング農園

農業者自らが開設する区画貸しの農園

### ■体験型農園

農業者自らが園主となり、利用者が園主の指導の下、植付けから収穫までを行う農園

本市では、体験型農園の開設にあたり、補助金制度がございます。一定の条件を満たせば施設や農園整備費を支援します。詳しくは、農業振興課までお気軽にご相談ください。

(問合せ先) 農業振興課振興係  
電話 860-2462

## 森林の土地を取得したときは届出を忘れずに!

個人、法人によらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併により、神奈川地域森林計画の対象となっている森林の土地を新たに取得した場合には、事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要です。なお、面積が小さくても届出の対象となります。

必要な書類等は農業振興課までご相談ください。

(問合せ先) 農業振興課振興係 電話 860-2462